

1 議事日程(第3号)

(令和4年第2回久山町議会3月定例会)

令和4年3月8日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 阿部文俊 | 2番 | 久芳正司 |
| 3番 | 阿部哲 | 4番 | 本田光 |
| 5番 | 末松裕 | 6番 | 阿部恒久 |
| 7番 | 山野久生 | 8番 | 荒巻時雄 |
| 9番 | 佐伯勝宣 | 10番 | 只松秀喜 |

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

| | | | |
|----|------|----|-----|
| 9番 | 佐伯勝宣 | 3番 | 阿部哲 |
|----|------|----|-----|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(12名)

| | | | |
|--------------|-------|----------|-------|
| 町長 | 西村勝 | 副町長 | 佐伯久雄 |
| 教育長 | 安部正俊 | 経営デザイン課長 | 中原三千代 |
| 町民生活課長兼会計管理者 | 佐々木信一 | 産業振興課長 | 久芳義則 |
| 福祉課長 | 稲永みき | 健康課長 | 大嶋昌広 |
| 総務課長 | 久芳浩二 | 都市整備課長 | 井上英貴 |
| 上下水道課長 | 横山正利 | 教育課長 | 江上智恵 |

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

| | | | |
|--------|------|---------|------|
| 議会事務局長 | 小森政彦 | 議会事務局書記 | 篠原正継 |
|--------|------|---------|------|

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

議事日程に入る前に、阿部恒久議員から昨日の一般質問の発言につきまして訂正の申し出がっておりますので、発言を許可します。

阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 昨日の私の一般質問、ふるさと応援寄附金についての事項で「・・・3年7月30日、総務省が2020年度のふるさと納税制度の実績を発表しています」と発言しましたが、一般質問通告書のとおり、「令和3年7月30日」に訂正させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（只松秀喜君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

8番荒巻時雄議員、発言を許可します。

荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） おはようございます。

マスクを外させてもらいます。

対コロナ対策で18歳未満の子どもへ10万円の給付金、また3回目のワクチンの接種の件で政府の方針がぶれる中、当町の行政は着々と職務を遂行し計画どおりに向かっていることに対し、一町民として誇りに思うとともに感謝いたします。今後も5歳から11歳までの接種の件やコロナ対策に振り回されることと思いますが、町民のために職務をこなしていただくようお願いいたしまして、私の質問に入らせていただきます。

今日は二つ質問いたします。

まず最初は、町の政治・行政に関心を持ってもらうための方策について。二つ目は、安心・安全な排水路整備についてということでさせていただきます。

まず最初に、町の政治・行政に関心を持ってもらう方策について。

この頃、新聞などでは選挙結果を見ますと投票率は過去最低という字が増加しているのが常でございます。昨年の10月、衆議院議員の総選挙の県全体も前回は下回り52.12%で、2014年の41.84%に次いで2番目の低さでございました。年代別では、70代が67.91%

で一番高く、20代の30.14%で最も低く、このときには高校への期日前投票所の開設に取り組んでみましたが、18、19歳も38.71%にとどまり、若者の投票率が低かったと分析なされております。

わが久山町でも、町議会議員一般選挙は平成元年が94.37%、これを最高に毎回減少していきまして、80%台、70%台、前回ではとうとう68.02%、そして昨年令和3年は60.43%になり、過去9回で最低でございました。ちなみに平成元年の有権者は5,475人、投票者が5,167人でした。令和3年では有権者7,039人、これは平成元年に比べて1,564人増えておるにもかかわらず、投票者は4,254人、913人と人数でも減っております。

私は、町の将来や計画を検討しているとき、我々の年代ばかりでなく若い人、子育て世代の人、多くの女性の方々が町の政治・行政に関心を持っていただき意見を述べてもらうことが必要であり大事なことだと思っております。

町としては、選挙投票率を高めるとともに行政の職務内容を理解してもらうように努めるべきだと思いますが、その方策、対策、あるいは政策はありますでしょうか。町長にお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） マスク外させていただきます。

選挙ですね、投票率っていうのは周辺自治体と比べると久山町はまだ高いという状況ですが、議員のご指摘のとおり、全体的に町議選挙においては下がってきているという状況であります。国政選挙等も踏まえても選挙率が下がってるという問題は全国どこでも同じような問題になってきてるかなと思っております。

今回私の方からは、最終的に私の投票率に関する考え方を最後に回答させていただいて、まず今選挙関係でどのようなことをやってるかということにつきまして町民生活課長の方からご報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、佐々木課長。

○町民生活課長（佐々木信一君） 久山町の投票率向上の取り組みといたしまして、令和3年9月12日執行の久山町町議会議員一般選挙におきましては選挙啓発ポスターの掲示を町内40カ所に設置いたしております。また、横断幕を町内2カ所、広報活動といたしまして広報ひさやまに3回の掲載、防災無線につきまして4回の放送、ホームページ7回、LINE6回、dボタン1回を利用いたしまして広報活動を行いました。

また併せまして、広報車によります巡回啓発を2回行っております。

また、投票所の環境の向上といたしまして、投票所の対策といたしまして新型コロナウ

イルス感染症対策と併せまして養生シートを設置いたしまして土足での入場を可能としたところでございます。

また、常時啓発といたしまして、18歳新規選挙人名簿登録者の方々に対しまして、新しく有権者になられた皆さまへというお知らせのお手紙と啓発物資を送付しておるところでございます。

また、選挙啓発ポスターの作成といたしまして、毎年夏休みを利用いたしまして小学校4、5、6年生と中学校1、2、3年生を対象に選挙啓発ポスターの作成を行ってもらい、併せて意識向上につなげているところでございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 選挙の関係で啓発というのはそういうふうに取り組んでおりますが、なかなか意識的、町民の方の選挙に対する意識っていうのは簡単に投票率に結びつくっていうものではないのかなと思ってます。

まず、行政の職務内容っていうことでご質問がありました。こちらにつきましては、広報のホームページ、dボタン、現在LINE登録っていう方が約1,100名ほどおられますので、それを通じて、タイムリーな情報を発信するように努めております。

恐らくその媒体があるっていうことは、まずツールとして大事なところなんですけど、行政自身にどういうことをやっているのか、そして自分たちのニーズはどう満たされてるか、そういうことが分からなければまちづくり、町に興味を持っていただけないということは大事なポイントだと思います。

実際、私、昨年から議会の了承いただきましていろいろな情報発信の予算を確保してもらっていますので、LINE等いろんなことやってます。町民の方からは、情報が早く伝わるようになったと、そういうご意見をいろんな方からいただくことができてます。これも一つの関心、町に対する関心だと思います。

そのため、最終的に私は投票率の話っていうのは町民の皆さんが町に関心を持っていただく、そのためには私たちが議会も含めて今起こってることをいかに住民のニーズを反映して政策をやっていくかっていうことが第一前提になってきてるんだと思います。それを町民の方に伝えていくことによって町民の方がまちづくりに期待をしていくということが投票率、そして若い方の身近な問題につながるんじゃないかと思っておりますので、私としてはそちらの方をしっかりと努めることが一番時間がかかるようで近い、投票率を落とさないようにするっていうことになるんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） 大変ありがとうございました。

この問題は、私もこうやれば投票率が上がるという方法はなかなか決定的なことではないと思います。ただ、やっぱり投票することが政治参加の第一歩という認識を持たせることです、投票に関してですね。そうすることで、私、期日前投票所を増やすとか移動投票所を持っていくとかいうことも頭にありましたが、有権者が7,000人程度の町でございます、そうすることは経費とか、要するに携わる職員の仕事量の増加を考えますと逆に提案として投票者に500円程度の町内で使える購買補助券みたいなことを発行してするような考えも一つの手じゃないかと考えております。

投票すれば結果も気になるし、自分が投票した人の政治活動も注意して見守るし、考えがここに浮かんでくるんじゃないかと思えますけど、私の考え、町長、どんなでございましょうか、その件に関して。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 恐らくこの周辺では30%台という選挙というところも投票率っていうのがもう出てきてます。いろんな方法を検討していく必要があると思います、投票率を上げるための、そういう投票に行きやすい仕組みというのを考えていかなきゃいけないかなとは引き続き思います。

ただ、その投票に行くっていう要因、起因ですね、それについてはそういう別のプラスアルファっていうのが金銭的な金券的なものではなく、そういうふうに自分がこの町の未来を託す人はどの人がいいのか、もしくは自分の子どもたちの未来を考えたらっていうときに、そこをしっかりと町民の人に考えてもらうっていうものを信頼を得ていくまちづくり、行政の仕事っていうことが私にとっては久山町には一番合ってるんじゃないかなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） ありがとうございます。考えだけで結構でございます。

また、行政の職務内容を理解してもらうために、小学校の上級生、中学校にポスターを描いてもらうとかいう啓発運動、これは選挙の投票とまた関係あると思えますけども。私、中学生に一応議員になったつもりでこの議場で、要するに自分がこういうことを町にお願いしたいとか、議員さんにはこういうことをしてもらいたいとかいうようなことをここで質問なり発表してもらって。要するにそのためには前もってこういうことを聞きたいということはもちろんしてもらいますと、その中学生たちも予備知識とか町のことに関心

を持つようになるのではないだろうかということの一つ考えております。

もう一つは、行政の各課が町民のために行ってる職務内容を、小学校のポスターばかりじゃなくて高学年とか中学生、あるいはPTAも含めて、自分たちが今コロナの時代で大変でしょうけども、出前授業に行ったりとか、ネットで配信するとか、そういうふうな考えが浮かんでおりますけども、この件に関してはどんなでございましょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 中学生のそういう議会との関わり方というのは、議会の方でもご検討いただければ町の方としても教育委員会の方として授業の関係もありますので、そういうものについてはできるだけすり合わせながらやるということは可能かなとは思いますが。

もう一つ、役所の業務内容ということで、なかなかその辺については今まで伝えるということが足りてないという面もあると思います。学校関係は、総合学習等でゲストティーチャーということで学校の方からお話があった場合は職員が行くということも実際はあっておりますが、今後来年度に健康情報戦略というので考えていたときに、このまちづくりの観点から役所がどういう仕事をしているのかと、国土・社会・人間の健康にそれがどのようにつながっているかっていうことを発信していくってということも一つの基本軸に置いていこうということは今ちょうど考えてるところですので、その辺で今議員のご指摘の分についてはやっていけるんじゃないかなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） ありがとうございます。

もう一つ、私、アフターコロナになればの話ですけども、各行政区とか各種団体の集まりがどんどんまたあってくると思います。そのときには、町が抱えてる問題とか計画を話題提供して意見をいただく。例えばどんなことかといいますと、町が現在所有している使用目的のない土地の、これの利用方法、これ維持するだけでは大変なことになっております。それから、もう一つは、オリーブ園の、本当にこれが継続される問題だろうかということ、町民の方も考えてある方が多くありますから。それから、耕作放棄地の利用方法、こういうようなことを話題をこちらから提供して意見を吸い上げるというやり方はどういふふうにお考えでございましょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） もう議員のお話、今ご質問いただいたとおり、できるだけ町民の皆さんがどういふふうに町をなっていくたらいいのかと、それを達成するのが自治であると、私たちの役割であると思ってますので、そういう機会というのを積極的につくってまいり

たいと思います。

その辺も含めて、総合計画の関係でも今後は実感ということをやっています、まちづくりの。この実感というのは、私たち行政から一方的にこういうふうにしていきますよってということで実感を得られるということは私はないと思っておりますので、まず計画段階、できるだけそういう中で町民の皆さんと関わっていくということが大事だと思います。

その中で、今回も子育て世代がつながるプロジェクトとか学校図書館とか、こういうところに少しずつ町民の皆さんの考えを実行していく場所っていうのを事業に盛り込んでおりますので、その辺も含めてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） ありがとうございます。

町長が所信に話されたように、子育て世代の方々が重要になってくると思います。

私が今質問した問題は、直ちに方策が出てくるということはないかもしれませんが、でも、これは本当に重要な問題と考えております。お互いに今後継続して検討しながらやっていきたいと考えております。どうもありがとうございました。

続きまして、二つ目の質問にまいります。

安心・安全な排水路整備について。

役場下の総合グラウンド公園横に調整池があります。以前雨が降るたびにゴルフ場入り口前の道路が冠水しておりました。そのための道路の雨水やゴルフ場からの排水を導き入れて調整する池であると思います。この池からの排水は、グラウンドとゴルフ場の間にある大きな断面を持った素掘りの開水路、それから円筒管地下水路で公園内の三面張り開水路へ行っております。そこでほぼ90度に曲がる水路で杜の郷保育園の横、暗渠水路で排水されております。

大雨のときは、素掘りで流量は十分可能な水路より地下水路円筒管に排水されます。文字どおりここで鉄砲水となって危険であると思われま。

また、水路が直角に曲がっております。跳水しないように壁が設けられておりますが、その手前の開水路より大水があふれて、この地区、月見ヶ丘地区でございますけども、道路に浸入します。以前にも冠水いたしました。大雨のときは大変心配するそうで、何とか住民に安心・安全を持たせるように排水路改良整備はできないものでございましょうか。

町長、お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私の方も現場は確認して把握はしてるつもりです。

近年特に豪雨や台風等、そういう水害とか風水害、これは増加傾向にあるというのは皆さんもご存じだと思います。町としても、豪雨や台風といった風水害に備える大切なポイントとして、気象情報の確認、日頃の清掃、点検、補修には努めてまいっているところで

す。

この現場につきまして、現状につきまして都市整備課長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、井上課長。

○都市整備課長（井上英貴君） それでは、現状につきまして私の方からご報告させていただきます。

ご質問いただきました水路につきましては、議員さんからも言われたとおり、役場下、前ですかね、向かい側にあります総合グラウンド公園内を流れる水路でございます。この水路につきましては、大雨の際は流量が多く、特にご指摘いただきました月見ヶ丘地区に隣接した箇所につきましては水路幅の変化でありますとか深さ、曲がり、そして勾配といった水路においての変化点が多い場所でございます。このため、水の流れがかなり激しく感じられる場所でございます。こういったことによりまして、周辺の皆さんがとても不安を感じてあるという状況であるというふうに認識してるところでございます。

この水路につきましては、ご指摘のとおり、公園周辺の地形的な状況もございまして、中学校でございますとかゴルフ場周辺に降った雨が一度公園内上流に設置しております池ですね、ため池の方に一度入り、その後、公園内を通り、下流の杜の郷保育園方面に排出される構造となっているところでございます。このため、大雨の際には多くの雨水がこの水路を流れてる状態となっております。

また、公園内の水路につきましては、もともとが排水機能だけではございまして、公園の中ということでございますので、水の流れを楽しめる、また水路に入れるという、そういった構造となっていることから、先ほど言いましたとおり、変化点が多い状況でございます。その結果、周辺の皆さんに不安を感じさせてしまっているものというふうに認識してるところでございます。

現時点での対応でございますけれども、これまでも地元の皆さまから不安を感じるというお声をお聞きしておりますので、その都度現場確認させていただきまして、現状としましては、先ほど言いましたとおり、水路の変化点でございますけれども、越水が考えられるような地点につきましては壁の補強といいますか、かさ上げ等を実施し補強を図るところでございます。できるだけ公園内の水路でございますので、集落方面に水が行かないような対策を現状とっている状況ではございます。

また、上流の池からの排水につきましては、グラウンド内、グラウンド横にございますけれども、暗渠管、いわゆる地下埋設管を通してご指摘の箇所に排出されるという構造になっておりますので、この間の暗渠管につきましては内径800mm、いわゆる直径が80cmの管を設置しております、下流に流れる水量を限定した状態となっております。

議員ご指摘のとおり、絞るっていうことをやりますので、勢い的にはどうしても増すって部分ございますけれども、量につきましては内径800mmという状況でございますので、それ以上の水は排水できないという構造でございますので、この経路でのこれまで以上の排水は想定しないところでございます。

現時点での対策ですけれども、排水路の改修につきましては現時点では計画をしていない状況でございます。

とは言いましても、最近の大雨といいますのは想定外の降り方をいたしますので、当然私も管理者としましても、今後につきましても大雨の際には実施しております巡回等により現地を注視させていただきまして、その状況に応じた対策、それを的確に実施させていただきまして周辺住民の皆さまの安心・安全の確保に努めていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） ありがとうございます。

私としては、早急に何か対策した方が、高年齢の方が多いい地区でございますから、安心・安全をまた。

一つ提案でございますけど、すぐは工事費の関係とかございませうけれども、地下に円筒管が1本しかないために、排水が大きいときには本当に鉄砲水になってしまうんですよ。もう1本設けて、直角に曲がっている水路の向こうに吐き出し口を造るとか、これは参考として聞いてください。それから、円筒管寄りの吐き出し口に広く深いためます状に設けて、もちろん安全のために上はグレーチングでふたをすとか。

それで、公園内でございますから、さっき整備課長が言われたように、あまり水路が深くて広いようなのを造るとこれは人的危険を及ぼすから、それは配慮が必要だと思います。しかし、今のような工夫をすれば何とか地域の住民に安心・安全をもたらされるんじゃないかと考えております。何とぞそのようなことで解決の方法をよろしくお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（只松秀喜君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は10時10分、10時10分より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時54分

再開 午前10時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番佐伯勝宣議員、発言を許可します。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） それでは、私は4点質問をさせていただきます。

1点目、交通安全対策、前回に引き続きです。

2点目が、今回初めて取り上げます町の例規集の問題。

3点目、補助金目的外使用と「久山道の駅事業」について。

そして4点目が、本来これ3番と一緒にしてたんですが、上久原土地区画整理事業についてでございます。

3番については、これスペースをかなり取ってます。①から4まで、これ前回と同じ項目上げてますが、これ一つ一つ答えてもらいたいというので上げたわけじゃございません。前回は非常に不十分な形で終わりましたので、答弁が、あえてこれは上げておりますので、まとめて相対的に答えてもらっても構いません。

では、順番に行きます。

1、交通安全対策。

国は、昨年末、新年度令和4年度予算、これに千葉県^{やちまた}八街市で6月28日に起きた児童を巻き込んだトラック事故に伴う全国の危険な通学路安全対策として約6億円を盛り込むとしました。これは、記事がどっかありましたね、ネット記事を用意してたんですが、約6億円、警察庁が用意して、これは歩道やら、そして信号設置やらにこれ使うということが閣議決定されました。

それで、久山町もこういった^{やちまた}八街市の事故に伴いまして安全対策、これを調査をしてどうだったかということをお前回質問しました。それに引き続きの今回の質問です。

①上記の国の予算が対象の箇所をはじめ町が通学路の安全対策でチェックし対策を要望している箇所、報告書では11カ所上がっていますが、この現在の進捗状況はどうかということをお答えください。

○議長（只松秀喜君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、ご質問いただきました11カ所に関しましての進捗状況でございますが、昨年12月

議会で既に完了しているという報告をさせていただいているものについては説明は省かせていただきたいと思います。

山田小学校区においては、対象箇所が5カ所ありまして、そのうちの3カ所について報告をいたします。

まず、町道上山田～猪野線の猪野交差点から山田小学校までの間において、車道と歩道の間の境界ブロックが低いので速度を上げた車両に対応できない恐れがあるということが問題になっておりました。これについては、都市整備課が境界ブロックを高さのあるものに交換する工事を検討しておるということで、令和5年度に実施する予定であるということでございます。

次に、町道上山田～下山田線の上山田交差点からいつき会館までの間において、道路幅員が狭くて交通量も多い中、中学生の通学路となっており危険な状況であったということで、これについても都市整備課が速やかに対応していただきまして、道路舗装のやり替え工事に併せて白い車線の引き直しを行って、また歩行者用の路側帯を広く確保するという工事をしていただいております。対応済みでございます。

それから、山田校区の最後は、県道猪野土井線の新幹線沿いの道路ですが、山田小学校の裏口から下山田方面の新幹線高架下までの間において、見通しはよいのですがカーブとなっているために速度を上げて走行する車両があると、危険であるということです。ということで、こちらは道路管理者である福岡県がカーブ区間にガードパイプの設置を行うということになっております。令和4年度に実施予定でございます。

次に、久原校区ですが、対象箇所6カ所のうち既に12月議会で草刈りの対応で管理済みということでの報告をしておったと思います。その他の残り3カ所について報告をさせていただきたいと思います。

まず、下久原地区深井交差点の地下道についてですが、地下道の中が暗く不審者の対応が懸念されるという状況でした。こちらについては、地下道内の照明を24時間点灯するように、曇りの日でも地下道内を明るくするというような対応で、もう既に対応済みでございます。

次に、町道古賀ノ脇線の上久原広場付近の道路についてです。ここは横断歩道がなく、また近くにカーブがあって見通しが悪いため、児童・生徒が横断する際に危険な状況でございました。この道路は、県道福岡直方線付近に横断歩道が既に設置してあるため、この付近は横断歩道を新たに設置することができない状況です。そこで、こちらには運転者に注意喚起を行うため、児童・生徒が横断する場所の手前に児童横断注意の看板を設置しております。

最後に、町道橋本～古賀ノ脇線の道路で上久原地区のあさひ組合から県道福岡直方線の間の道路でございます。ここも横断歩道がなく、県道やカーブが近くにあって児童・生徒が横断する際に危険な状況であるということで、こちらについては横断歩道の設置について粕屋署と協議を行い、横断歩道が設置可能という回答をいただいていると。それで、令和4年度中に設置する予定であるということの連絡をいただいております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 大体分かりました。そして、地名、小字の地名が私も十分把握できてないところがありますんで、多分あそこじゃないかなというふうな思いもあって聞いておりました。大体対応済みということですね。

この1番に関してもう少し私も聞いてみたいと思いますが、先ほど前の議員が一般質問で、これは月見ヶ丘、下久原、あそこの水、増水の箇所があるって、グラウンドですね、町民グラウンド。あの辺りも今回のチェックポイント11カ所の中に入っていたと思います。そういった対応も今後また課題があるということで、引き続き私も地元区の間でございまして、ともにお願ひしたいなという思いもございまして。

そして、その関連でお伺ひしたいんですが、上久原の方、古賀ノ脇線、そして金光教の近くの、こちらにも横断歩道を設置するというところでございまして、実はこの辺りも若いお母さん、小さな子ども、幼児をお持ちの方々の世代ですかね、乳母車を押すようなそういった平らな歩道にしてほしいというような要望とかもございました。交通安全、子どもたちの児童の安全ということに直で関わるかどうか分かりませんが、そういったことも含めてまだこれからもちょっとしたそういった対策といいますか、安全対策、とる必要があるところもあるんじゃないかなというような思いもあります。

それも含めまして、今回チェックした11カ所、これのほかにまだ要望が上がってるようなところはありますか、そしてそういった細かい対応、通学児童だけではなくその下の世代、そうなったら教育長の範囲になるかどうか分かりませんが、そういったことも含めて町に要望の声が上がり、それ把握してるんかどうか、それをお答えいただけませんか。

○議長（只松秀喜君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） まず、12月の議会でも申し上げたように、教育委員会が行っております安全対策の委員会は行政区長も参画いただいておりますし、PTAの代表、いろいろな方々に参画いただいて、いろいろな方々からの意見、要望を受け入れる、そういう組織でございまして、できるだけ把握するようには努めております。

そういうことで、その安全対策委員会を通しての新たな危険箇所は出てきておりません

が、学校の方にもPTAに再度呼びかけて、もしお困りがあつたら報告くださいということも理事会の中でも確認いただいておりますので、そこ上がってきたら都市整備課も含めて安全対策委員会に報告をしたり、そういうふうに努めていきたいというふうに思います。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） ぜひまた対応をお願いしたいなと思います。

そして、今思いつきじゃないんですけれども、横断歩道の設置とか考えていくというふうなことがありました。これ道路交通法上許されるかどうか分かりませんが、ちょっと確認したいんですが、例えば以前道路、一方通行といいますか、そういったとこの危険な道路がありました、山田校区ですが。そこに実は近所のあるお子さんが落書きっていう言い方はあれですけども、止まれとか、そういう交通安全の落書きをしたことがあるんです。非常に面白いなと思いました。これ、そういったものを何かコーティングじゃないですが、子どもが描いたようなもの、非常に立派な、しかも非常に大胆、こういった形で町のそういった一方通行とか、交通安全、減速しなさいというような箇所に絵のうまい子に大胆に絵を描いてもらって、それを何かコーティングでやるようなこと、非常にこれは目につくし何か面白いなというふうな思いがあるんですけど、そういったことも含めて検討の余地というか、何かそういったものありますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、道路の関係によって粕屋警察署管内でそういった協議、いろいろなことがありますので、都市整備課長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、井上課長。

○都市整備課長（井上英貴君） それでは、お答えさせていただきます。

議員ご指摘の内容ですけれども、基本的な考え方としましては、まず私ども道路を管理してる道路管理者、それといわゆる通行関係、交通を管理しております交通管理者、こちらは公安委員会、かつ警察署という立場になります。そういったそれぞれの管理者の方でできるだけ安全・安心に通行できるようにっていうことで管理をさせていただいてるところでございます。

ですから、例えば横断歩道を設置するでありますとか、止まれ、あとスピードの違反の関係とか、そういう交通規制に係る分は全て警察、公安委員会ということになりますので、道路管理者の私たちでも触れられないといいますか、逆に描くと違法ということになってしまいます。ですから、そのあたりでのすみ分けがございます。

しかしながら、例えば横断歩道を引いたとしましても、公安委員会が引くんですけど、

じゃあそれに対しての横断歩道あり等の標示っていいですか、予告関係とかになりますと道路管理者の方で設置できる部分もございます。

ですから、議員ご指摘のそういう何らか交通安全を促すような標示でありますとか、安全対策につながるような標示自体につきましては、道路管理者と交通管理者の方で協議させていただきまして、規制等に引っかからないようなものであるとか、あと逆に設置することによってそれ気が散って脇見をして交通事故につながる可能性もございます。そういったあたりを検討した中で標示が可能だというようなものにつきましては、そういう標示っていうのは設置可能だというふうに考えておりますので、現在いろんな町内標示関係については、白線でありますとか、グリーン帯の設置、いろんな標示をして少しでも安全性の確保に努めてるところでございますので、広くいろんな検討をしながらいい案がありましたら実施するというような形で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） ぜひ研究、検討していただきたいなと思っております。

では、次に行きます。

②11カ所のうち深井交差点付近の地下道とほかの町の地下道の安全・防犯対策は現状どうなってるか。

先ほどご報告ありましたように、前回私が触れました深井の地下道、あれも確かに私、見に行きました。蛍光灯ですか、ついてました。あれもともと蛍光灯つくようになってたんですか、24時間っていうのは今回初めてなのでしょうか。それも含めて教えていただきたいのと。

あと、ほかの地下道も見ましたが、下山田はよかったですね、ちゃんと明るくついてた。そして、気になったのは久原交差点、久山交差点ですか。通常利用してる一番大きな地下道ですが、気になったのは最近人が通ってないなと思います。子どもたちも朝はあそこをくぐってくる人いませんし、学校でそういう指導をしてるのかなというふうな思いもありますが、何か寂しい、逆に大きな地下道だからちょっと朝怖い部分がある。だから、そういった意味で少し通れるように奨励したらいいんじゃないかなというふうな思いも素人ながらあります。

そして、その久原交差点の地下道、ちょっと気になったことがありまして、先月ちょっと天候が悪い日、私通りましたら、先月は朝じゃなくて昼間よく通ってたんですが、町外の子もっていいですか、未成年かな、二十歳になるかならないかの子が2人スケボーやってました、そこで。がががががが音が出て、ちょっとあれもしお年寄りが通るとし

たら怖いなど。だから、君たちここは地下道、人が通るとこだからやっちゃいけないよっ
ていうことを言いましたら、すいませんっていうことを言ったけど、でも自分たちのとこ
ろはそういったスケボーをやるところがないんですと、だからここに来たみたいな言い方
がありました。でも、ここは人が通るとこだからちょっとこれは気をつけてねっというこ
とで終わったんですが、よく聞いてみたら、宗像と古賀から来たそうです、その2人の男
の子は。ですから、これは人が通るとこだからそういったことをやっちゃいけない。そう
いった意味で、ここは分かるような標示、これをする必要があるんじゃないかなという思
いがあります。その辺、標示といいますか、やる予定はあるかということが1点と、今言
いました何か最近人が通ってない、これ何か通らないようにしてるのかということが1
点。さっき言いましたように、深井の交差点、これ24時間もともと明るくしていなかった
のか、今回初めて24時間のつくような蛍光灯がついたのか、その3点、教えてください。

○議長（只松秀喜君） 安部教育長。

○教育長（安部正俊君） まず、深井交差点の地下道ですけれども、前回安全確認でそこが危
険であるということで議会でも報告をさせていただき、その対応の一つとして昼間でも暗
いので夜だけではなく昼間も点灯するというやり方に変えられていますということです。

（9 番佐伯勝宣君「やり方」と呼ぶ）

はい、やり方が変わったということです。

それから、中久原の交差点のところの地下道ですけれども、これも説明をさせていただ
いているんですが、まず登校するときには以前は使ってたんですけれども、久原小学校の門
のところの横断歩道を渡って登校する際に、そこで横断歩道の手前で待っているときに役
場の方から来る車がちょうど朝日と重なって子どもの存在が分かりにくいということで、
そこが危険であるから、その歩道を通らずに中久原の信号機のところ、横断歩道渡ってず
うっと運動場側の歩道を渡って登校しているということです。

それと、今学校橋が工事中ですので、その関係でそちらの方を通すとよりまた渋滞の原
因にもなるということもあって、今は中久原の交差点は地下道を通らずに横断歩道を渡っ
ているという状況でございます。

それから、スケボーで遊んでいる子どもたちがいたということですけれども、私も今初
めてお聞きしたところで、子どもたちはそこで遊んでいる状況は本来は今までなかったと
思うんですけれども、そういうことが頻繁に起こるのであればまた対策を講じなければい
けないかなというふうには思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君）　そうですか。前回に通らない理由といたしますか、それは説明されたんですね。私も先月は頭がぼうっとしてて、よくこういった一般質問中もちょっと聞き取れないといたしますか、何だったっけと聞くようなことがありましたんで、その点は失礼しました。しかし、スケボーの件も含めてまた善処していただきたい、対応していただきたいなという思いがあります。

では、分かりました。こういったいろいろな箇所をまた課題があつたら対応していただきたいと考えます。

では、③行きます。

道路の植樹部分の木を伐採し、通学路歩道を確保することがベターと思える箇所もあるのではないかなと思います。下久原の希美野のそばの和田道、それも対象なんじゃないかなというふうな思いがあります。この希美野の方から子どもの通学路ちょっと危ないということで、これは声が上がっています。それは12月にも言いました。植樹の部分、細い歩道があるんですけど、子どもたちはそこを通りたがらない、細いから。どうしても横に広がるか、反対車線の方に行ってしまう。しかし、その反対車線というのは田んぼなんですよ。だから、そこはちょっと非常に危ないといたしますか、車も結構来ますし、ですから私も現地見に行きましたら、確かにこれを通れというのものなというように思いました。しかし、植樹の部分を取っ払えば結構広くなるなっていう思いもある。しかし、植樹ですから、やはり景観、そういったものも町は考えての上だと思えます。そして、植樹の部分を取っ払うといたしますと、これもお金もかかり得るでしょうし、しかし一応町の担当課には現地見てもらって、私の要望といたしますか、地域の方の声も報告をしております。

そういったことで、こういった安全対策、今言いました希美野の横のこの歩道確保、これも含めてどういう考えを町は持っているかということ、あとそういうことで植樹を取っ払えば、部分を取っ払えば結構歩道としてこれ確保できるところが町に幾つかあるんじゃないかなと思いますが、そういったことも含めてお考えを聞きたいなと思います。

○議長（只松秀喜君）　安部教育長。

○教育長（安部正俊君）　お答えいたします。

私も現場を確認させていただきましたし、都市整備課の方も見ていただいているところ
です。

ここについては、これまでまず校区完全対策委員会では指摘は受けておりません。下久原希美野周辺につきましては、住民の方のお声はお聞きされたということでございますが、緑を残した環境整備をコンセプトとしているということで、歩道の植栽はそういう理由で行っているところだそうです。

現状では、歩道も人が通れる幅が確保できているし、その植樹帯によって車からある意味歩行者を守るといふ植樹にもなっているかというふうにも思います。ということで、現状では子どもの通学路としては問題ないのかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。現状、町は問題ないというように把握されてるということで、また経過と申しますか、地元の方からその後どうですかというような情報も得ながら、また私もやっぱり危ないということだったらまたこれは提言したいなと思います。そのときはまた考えお聞かせいただきたいなと思います。

次に、行きます。

2点目、町の例規集についてでございます。これは、いろいろ条例とか書いてあるやつですね。

自治体の条例や規則を記した例規集は、全国大半の地方自治体がホームページに全文掲載し、住民だけでなく、外部からも広くチェックできるようになってはいますが、久山町はこれまだホームページに載せていません。これいつ掲載するのか、お聞かせください。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、現状につきまして総務課長の方からご説明させていただきたいと思っております。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 本町の例規集でございますが、令和3年7月からホームページの方には掲載しております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 令和3年7月ですか、たしか私もそのあたりに担当課に聞いたような、そのときにまだそのうちやりますみたいな形でといいますか、あまりそういったやるといふようなことも聞こえてなかったような、そうですか、しかしそれ私だけ知らなかったんですかね。何か経営デザイン課の方から、これ担当だと思っておりますけど、その辺は議会に報告はなかったのかどうか、確認をお願いします。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） ホームページへの掲載告知につきましては、町の広報の方にも掲載しております。そちらの方で告知をしております。

また、よろしいですか。

(9番佐伯勝宣君「すみません」と呼ぶ)

佐伯議員の窓口での問い合わせですけれども、こちらの方も総務課の方で所管しております、係員の方から聞いております。そのときも公開はしておりますということで返事をしたということ聞いております。

以上です。

○議長(只松秀喜君) 佐伯議員。

○9番(佐伯勝宣君) これ実は、そうか、そうか、同志社大学がこれデータベース、例規集一覧、条例Webアーカイブデータベースってのに載せてるんですよ。これ全国で例規集載せてるところと、載せてないところが一目瞭然なんですよ。1,788自治体ですかね、これは、この同志社大が把握してるって、その例規集の掲載状況というのがずらっと出てるんですが、久山町はこれ掲載してないというような形になってるんですよ。その掲載してない自治体が全国で32自治体しかない。そして、福岡県では久山町と大任町しかない。

もうちょっとこれ余談を話しますと、先月ある情報公開の団体ですか、Zoomを使ったウェブでの会議、これに特別に参加させてもらったんですよ、神奈川の自治体ですが、自治体といいますか、情報公開のグループですが。そこで、神奈川の方はこういった例規集の公開というのは全部終わってるんですかと、自治体はいうことを聞きましたら、最後のやってない1つの自治体が終わりましたって言うたら、それはいいですねと、うち久山町はまだ載せてないんですよって言ったら、ええって驚かれまして、ちょうどその会議のときに神奈川の方々だけではなく名古屋の情報公開の全国の事務局されてる方も参加されてたんです。その方がその話を聞いて非常に驚かれましてぱぱっとすごい手際でこのアーカイブ、これを検索してくれたんですよ。全国でこれだけの自治体がまだ設置してない、つけてないってことで、32自治体ずらっと列挙してチャットでぼんと上げてくれたんです。その中に久山町が入ってた。ほかは大体大任町のほかは村です。そういった状況だったんです。そういった中で、こういったアーカイブの中ではいまだに久山町は設置してない、掲載してない自治体ということになっている。

それで、その会議の中でも、これはひどいよねというような話になって、何か結構じわじわそれが広がってるみたいなんですよ。ですから、私自身もホームページに載せてるってことは聞いてなかったから、そしたらそのとき体調が悪かったのか分かりませんが、ちゃんとこれは周知しなければいけないんじゃないかなと思いますし、その広報、私も隅から隅まで読んでるわけじゃないですから、その辺はそういった周知ってのはどうだったんでしょうか。

○議長(只松秀喜君) 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 広報への告知、号数忘れましたが、7月からのホームページ掲載ということで大々的に告知したと思います。

（9番佐伯勝宣君「大々的に」と呼ぶ）

はい、一面を使って告知をしたと思います。

内容につきましては、手元に資料がございませんので、どういう内容で告知したかは今のところ承知しておりません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） では、その広報、私もまた後で見せてください。広報ももう廃棄したものがいろいろありますので、そのページまたコピーしていただきましたら、大きく出てるなっていうのも分かると思いますので、もう一回私もホームページ見てみますので、その辺は。

それはよかったです。やはり情報公開の世の中ですから、そういった例規集が載るといいうのは当たり前前の時代になっておりますんで、そういった対応をさせていただいているということで一応これは認識をしました。その点よろしくお願いします。

では、3点目へ行きます。

補助金目的外使用と「久山道の駅事業」、これは観光交流センター事業についてでございます。

ちょっと読み上げますね、長いですが。

1、①答弁姿勢と一般質問の進め方についてでございます。

これ一つ一つ言いましたけど、答えるものではございませんが、全体的に答えてもらっていいです。

12月議会からの引き続きの質問です。

答弁が不十分な形になったため、前回と同文の①から④の質問を今回も掲載します。

2の部分も前回1、そして⑤の質問と関連します。

この⑤の部分が、さっきの上久原の区画整理の件と分けた形で、⑤はどれかなというように思いますが、また読みながら修正しますんで。

1の中の①です。平成28年3月、事業断念となった久山道の駅事業だが、残った山ノ神の5,040㎡の町有地はもともと当初承認の1億9,300万円の当初予算で購入したもの。町民の税金で買った土地である。いまだ事業断念の経緯と5,040㎡の土地活用の説明責任を町民に果たしていない。町民説明が必要であろう。

②目的外使用の件、モデル住宅の見学者数の報告について。

国交省への報告（取りまとめは県が行った）は、平成22年度の報告は西村職員、それ以

降の年度の実績報告は町長は行わなかったのか。これは答えてもらってますね、町長自身。

③目的外使用、補助金等適正化法について。

罰則を定めた第29条から33条までの件。久山町の目的外使用は第30条が該当し、第33条2項の規定が適用されると捉えるが。

④平成26年当時、議会で賛否両論だった久山道の駅事業の議論の最中での補助金目的外使用の指摘1,984万円の返還。両方の担当であった西村勝職員に事態の意思過程を議会で説明をさせなかった理由をただす必要があるとの考えで、久芳前町長を議会一般質問の場に招致することが望ましいと9月に質問した。招致はやぶさかではないかということでも問うたのだが、かみ合わずじまいで終わった。ゆえに改めて招致はやぶさかでないか、問いたいというふうに上げました。

そこで、今回の本題ですが、1、①上記で①から③について、前回12月議会において一般質問通告したが、残念ながら答えてもらうことができなかった。④も論点がかみ合わず十分な答弁とは捉え難かった。引き続き元担当職員として、町長、副町長が答えるべき事項が多々あると見るが、その点答弁することについてやぶさかではないか、否か、これについてでございます。お願いします。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員に申し上げます。

ただ今の質問は12月議会の一般質問のときにもお話ししたとおり、議員個人には調査権はございません。調査権があるのは、あくまでも議会であって、この一般質問において調査を行うような質問は地方自治法第104条の議長の議事整理権により許可できません。

こういうふうな調査を行いたいのであれば、議員として調査特別委員会を立ち上げ、100条の下、調査を行うべきであります。

次の質問に移ってください。

○9番（佐伯勝宣君） 議長、次の質問には移れません。そして、議長をお願いします。

地方自治法第104条の条文、それを読み上げていただけませんか。手元に用意してください。ここありますので。

○議長（只松秀喜君） ここは議長に質問する場ではございません。執行部に質問してください。

○9番（佐伯勝宣君） 違うんですよ、違うんですよ。高知県の安芸市議会でも問題になりますし、議長がこれは質問をさせないといいますか、そういった状況が起こってまして、その中で山下正浩という議員、この方は懲罰も受けて1日出席停止にもなってる。その中で今審決申請もしている。そういった方が条文を読んでくれとちゃんと言ってやってるん

ですよ。これ常識なんです。条文を読んでください。議長がちょっと違いますよ、間違ってます。条文を読んでください、ここありますんで、はい。

○議長（只松秀喜君） 再度言いますけれども、ここは議長と議員とのやりとりの場ではございません。執行部に質問を行ってください。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 違うんですよ、議長も間違いがあるんですよ。そのために条文を読みますよ。条文を読むことによって、これは間違いじゃないってということが分かるんです。ですから、議長が何でもやれるっていうんじゃないんです。

一般質問、確かに議事整理権というのは、いわゆる議場の秩序保持権、これは議長にあるんですよ。ですから、こういった秩序を乱した場合、それはやはりこれは従わなければならない。しかし、そういった秩序を乱したわけでもない。一般質問通告上げてちゃんとこれ通告も出してる。そして、そういった中で議長が承認をしている。ただ、そういう中で、これは前回も言ったとおり、それを質問させないっていうのは都合が悪いから質問をさせない、そういうことになってしまうんですよ。だから、それがあからそうじゃないということを示すためにもこれは議長が読み上げなければならない。議事整理権は議長にあるというのは言いました。しかし、一般質問ってまた違うんですよね。もちろん何でもかんでも一般質問で言ったらいいっていうわけじゃあない。あんたは犯罪者だとか言ったら、もちろんこれは訂正しなきゃいけないというのものもある。しかし、安芸市議会ではそれ言ってますけども、言ってますけど、でもそれはちゃんと議事進行してますけども。

ただ、そうじゃなくて、ある程度これは議長は一般質問に関しては他の議事進行と違ってこれあまり口に出せないんですよね。今言ったように、よっぽどひどい発言とかやったら後からこれは訂正した方がいいんじゃないかということで訂正させる。例えばさっきも文言が違ってましたというような話もある。あれも事前に指摘して後で訂正させるということもある。それ以外はあまり口は出せないんです。

そういった中で、こういうことは佐伯議員の方が控えた方がいいですよということを示すためにも条文を読むんです。それをほかの議会ではやっています。それによって議事っていうのが進むんです。それは議長の思いだけでこういったことが進むわけじゃないんですよ。

今日私あえてこれ、中ですね、一つ一つ聞くもんじゃないって言ったのは、実はそれがあつたんですよ。恐らくこういったやりとりっていうのに今日なるんじゃないかと思ってます。ですから、まずその104条、地方自治法、議長、読んでください、ここありますから。

(「暫時休憩を求めます、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(只松秀喜君) ちょっと待ってください。

お座りください。

佐伯議員に申し上げます。

私議長は、地方自治法104条にて議場の秩序を保持し議事を円滑に進行させる義務も責任も負っております。それを実行するために、地方自治法129条にて権限も付与されております。あなたがこれ以上議場の品位を落とすような発言や行動、また議事進行を妨げるような発言があれば、私は129条の権利を行使いたします。よろしいですね。

佐伯議員。

○9番(佐伯勝宣君) 議長、お忘れですか。私は、60分の一般質問、これは許可を得てるんですよ。この時間は私の時間です。そして、秩序も乱してないんですよ。ちゃんと通告書も上がってる。だから、こうなったら……。

○議長(只松秀喜君) お座りください。

○9番(佐伯勝宣君) いやいや、今まだ発言中です、発言中です。

ですから、我々もこういった地方自治法によってということで、だからそれは議長が自分が正しいんだよっていうんだったらまず条文を読み上げないと。だから、129条の条文も読み上げたらいい。これほかの議会やってますよ。

○議長(只松秀喜君) お座りください。

(9番佐伯勝宣君「いやいや、もうお座りくださいって言えませんかよ。」と呼ぶ)

今それを読むんですか。お座りください。

(9番佐伯勝宣君「いや、まだお座りくださいじゃないんですよ、129条を開けますから。」と呼ぶ)

発言の停止を。

(9番佐伯勝宣君「できませんよ、今、秩序も乱してませんし。ちょっと読みましょうか、じゃあ。」と呼ぶ)

読まなくて結構でございます。

(9番佐伯勝宣君「いやいや、それは違いますよ。」と呼ぶ)

あなたの質問内容が……。

(9番佐伯勝宣君「違うでしょう。」と呼ぶ)

調査権がないでしょう、議員個人には。これは全部調査のことでしょう。ですから、議

長としてこれを止めてるわけですよ。

(9番佐伯勝宣君「これ専門家に確認しました。」と呼ぶ)

(「暫時休憩」と呼ぶ者あり)

(9番佐伯勝宣君「いやいや、まだ発言中。専門家に確認しました。ちょっとやはりこれはおかしいと。」と呼ぶ)

これ以上進行を妨げるようなことがあれば、129条を行使しますよ。

(9番佐伯勝宣君「129条はいいんですけれども、進行を妨げるというふうになってません。」と呼ぶ)

ですから、執行部の方に質問をしてください。

(9番佐伯勝宣君「違います。」と呼ぶ)

違うじゃないって言うんでしょうが。

(9番佐伯勝宣君「声を荒げてください。私ちゃんと質問許可を得てやってます。地方自治法の129条、こうありますよ。「普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。」、これは1項ですね。2項、「議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる」とあります。しかし、これは困難でも何でも無い。この一般質問通告にのっとって、しかも議員の権利としてこれ発言権を持って私はしゃべってます。調査権っておっしゃいました。これ私、調査してるわけじゃないです。質問してるんですよ、質問権。その質問権というのは、何に基づいているかといったら、議員として調べたわけじゃない。情報公開条例にのっとって普通の一般人でもやれるような、そういった情報公開で資料を入手して、それによってその当該の自治体にいろいろ聞いて、それで得た情報で……。」と呼ぶ)

これ以上議事進行を妨げるようなことがあれば、私としても129条を行使しますよ。お座りください。

(9番佐伯勝宣君「いや、議長、ニュースになりますよ、それ。実際ですね……。」と呼ぶ)

ニュースになっても結構です。

(9番佐伯勝宣君「さっき言いました大任町……。」と呼ぶ)

質問は執行部に行ってください。私とあなたがやり合う場所ではございません。

(9番佐伯勝宣君「議長、これ秩序じゃないですよ。大任町がこれやっぱり一般質問を妨害されて……。」と呼ぶ)

佐伯議員に申し上げます。

先ほどから注意しておりますが、なお議長の命令に従わないのであれば、地方自治法第129条の第1項の規定により、本日の会議が終わるまで発言を禁止します。

この処置によりこれ以上佐伯議員に発言を許可できません。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時、11時に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番阿部文俊議員、発言を許可します。

阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） マスクを外させていただきます。

私は今回の質問を2問行います。

それに対しまして、この1年半、久山町長、西村町長に替わりまして1年半でございます。それまで前の町長が仕掛けたこともいろいろ進めてこられまして、いよいよ自分の力を発揮し、久山町が力強いものになるように進めていただくために、本日先ほど申しましたように二つの質問をさせていただきます。

ため池の用途廃止等についてでございます。

それともう一つ、2番目は、処分可能な町有地の利用についてでございます。

まず初めに、ため池について農業用水や防火用水の確保などを目的としていることはもちろんありますが、豪雨時の調整用としての機能があるものも事実でございます。しかしながら、その用途、目的がなくなってしまった、ため池について今後どのようにしていけるか、目的がはっきりしないものをどのようにしていくかということでございます。

要は、そういう目的がなくなった、ため池について今後どのようにしていくかということをお伺いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

ため池の用途廃止等についてということで、議員のご質問についてご回答いたします。

まず最初、久山町自体で現在約51のため池があります。実際そういうふうに農業用水として利用しているため池が28程度あります。こちらの方、現在そういう状況になっておりますが、農地転用等によりため池の受益農地がなくなり農業用のため池として機能されなため池はかなり多く存在しているのも現状であります。

ただ、防災、豪雨時の調整池としての役割も大きいと考えております。そのため、農業用の機能を持たないため池については今後関係機関と協議し、水をためない低水管理を実施し管理を続ける方針です。

また、このため池につきましては、福岡都市圏いろんな自治体においても大きな問題になりつつあります。福岡県としても、令和3年度5月に福岡・前原・那珂圏域流域治水協議会という四つの圏域、流域治水に取り組む協議会を立ち上げております。久山町としても、この中でため池ってということについても県を含めいろいろな協議はされておりますので、こちらの方と県とも協議を踏まえながら今後ため池の管理をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） ため池、確かに51個のため池がありまして、その中で今後豪雨とかいろいろな問題が出てくると思います。これまで以上の問題、豪雨が出る可能性もあります。そのときに決壊など危惧するところもございます。

そういう中で、この池のレベル、危険性のレベルとかいろんな調査をやっとなないと、今まで点検したからといってオーケーよというわけにもいきません。6月の豪雨が、6月の梅雨にもうすぐ入っていきます。その前にぜひそういうふうなため池の調整がどのようになっているのか、水利の関係はどうなっているのか、また農業用水路に関しても果たして農業用水が足りるのか、足りないのかとか、いろいろな問題がこれから先のこの3、4カ月でみんなが心配するような状況になってくると思われます。そういう面で、池の調査っていうのをもう一度していただければ町民も安心できるかなと思いますけど、町長、その辺。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、農業用水として活用するため池については、現状そういう崩れたりそういうことについての調査っていうのはやっておりますので、計画的にやっていくということをしてます。ただ、議員のお話のように、全体的にそういう水害を想定した場合どうなっていくかっていうことに対しては把握をもう一度やってみたいと思っております。

いずれにしろ、豪雨災害等予想ができない状況は今頻繁に起こっておりますので、その際の備えとして管理、現場を回っていくパトロール等、そういうのはしっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 使われなかった、もう使わなくなった池っていうのは、福岡市の方でも、昔で言えば西区の方の大池とか、こちらの方では、長谷ダムを越えたところの池がありましたけども、全部そういうところはどういう形でなったのかよく調べていただいて、なぜああいう状況で家が建ったとか、ああいうまだ大池みたいに改良されたのかということも踏まえて、久山の条件に合ったため池、池の利用方法を検討するべきじゃなかろうかと思えます。そういう面で久山町がその池を利用することによって財政が潤うことも考えられます。

また、景観もきちっとした景観も生まれて、久山町に住みたいなという方も今後一つの宣伝になると思いますが、町長のお考えをよろしくお願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 恐らくそういうため池というのは、平野部に多くなるのかなと思えます。それで、土地利用上、そういうのは可能である、もしくは建築が可能であるという条件であればそういう検討は当然していかなきゃいけないと思えます。

ただ一方で、そういう災害のためのためる、水を一定程度ためていく、そういう機能というのも一番に優先を考えていかなきゃいけませんので、そちらの方を判断しながら考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 使わなくなった池の利用としては、100%の池の水位を20%ぐらいに抑えて、20%下げて、その20%下げたところを調整池に使う。残りの80%を有効活用をできるような今後のやり方もあるんじゃないかなと思う。

それとか、これ提案じゃないですけども、お聞きしたいんですけども、よその町でその池を水を全部撤去して、あと残った水を調整池として扱って、そのほかを、例えばです

よ、公園とか、それとかちょっとした施設が、それとかまた工業用に誘致するとか、いろんなことも考えられます。全体的な池の利用価値をきちっとした上でそういうふうな計算もやっていただければ、数少ない久山町の有効地でございます。97%がいわゆる調整地になっておりますので、大事な、大事な有効活用できる財産と私は考えておりますので、そういうのも地域の方々との相談もありましょう。農業関係者の水利の関係者もおられるかもしれません。そうしたことも踏まえまして、地域の方とご相談をしていただき、また前に進んでいけるような池の使用を考えていただければと思いますが、町長、お考えを。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 恐らく現実的にそういうため池としての機能が低下している、もしくは転用というか、土地利用を変えられるという場所というのはごく限られているかなと思います。一番お話いただいたように、大事なのはそこを単発でっていうわけじゃなくて、周辺の利用を含めた上で必要であるということがやっぱり大切だろうと思いますから。その辺を考慮しながら考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） ぜひ町民を災害から守る、いろんな面で池の活用っちゅうのが、久山にはこれほど多くの池があります。そういった面で不安を抱える方もおられると思いますので、ぜひ今後とも災害のない池を確保していただければと思います。

では、2番目に移ります。

処分可能な有効地の利用、活用についてお伺いいたします。

1と2とありますけども、まずは1番目の方だけ先にやらせていただきます。

山田と久原幼稚園の跡地の今後の利用の方向性についてどのように考えておられるのか、町長、お伺いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、ご質問の旧山田幼稚園跡地については、現在区画整理等も含めて周辺地権者を交え土地利用について協議を行っている段階です。

次に、旧久原幼稚園跡地につきましては、新年度予算におきまして計上している公有財産利活用調査委託を行い、そういう利用について検討を開始するということになっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 幼稚園跡地を利用する、今まで本来僕は4年か5年ぐらい前に幼稚園

ができる前に跡地はどうするんですかっていう質問をしたこともあります。それからなかなか前に進まない。今もう一度私は今回また出しました。それからまだ開発の方もこれから考えるかちゅうことで進めるということを町長言われましたけども、こういうのって前々とずっと計画的に進めていかないと、僕はもう一歩でも早く開発に向けて足を踏み出さなければならぬんじゃないかなと思います。そういう面で、今までだらだらと言うたらいけません、ちょっと遅く進行が進んだかなという危惧しとります。今後はこういう土地の活用というのはなかなか1、2年でできるようなものじゃあないと思います。できるだけ早く地元の方々の会話をどんどん進めながらも、それができないということになれば、久山町として単独でもきちっと有効活用をやるべきじゃないかなと思いますけど、町長、お考えを。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私としても、前日もお話ししました町有地っていうのは積極的に利活用していきたいと、それが久山町の財源確保につながるということで十分理解しておりますので、スピードを持って進めていくというふうに思っています。

旧山田幼稚園跡地につきましては、その開発を含め今回地権者の方も周辺の開発というのを先を見通した上でどうしていくかっていうことで少し時間がかかっている面もあるかなと思います。ただいずれにしろ、今後その方向性というのは早めに出していくっていうふうに思っております。

旧久原幼稚園跡地につきましては、議会の方でも報告があつてと思いますが、その土地の関係で少し整理しなきゃいけない面もありましたので、それに時間を要してしまったというのが現状です。それが終わりましたので、今回当初予算に計上したというふうになります。今後その分を取り返せるようにスピード感を持ってやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 先ほど言われましたように、久原幼稚園に関しましては何かちょっと問題が残っておったのが今の答弁では解決しましたと。そういう中で、今後久原のことに関しましてもどんどん進めていきたいということを言われましたので、ぜひもろもろの解決ができた以上はいち早くやっていただければと思います。

幼稚園跡地のことでございます。周辺の方々には迷惑かけると同時に、それを目的としたいろんな企業も入ってくる可能性もございます。よほど注意してこの土地の売買は、または建築、建設、いろんなことは慎重にやっていただいて、久山町は利益あるような土地

利用をしていただけないと、町民にまた負担をかけるような土地の利用ではちょっと困りますので、そのところはよろしく願いしときます。

もう2の2の方に移ります。

観光交流センター事業跡地の土地の利用に関してでございます。その後、今のところ何も大きな発展がないような気配も感じます。

また、一番あそこは、あの地域は久山町が発展するためには大事なところではなかろうかと思います。今後ともこの地域の活性化は久山町の活性化になることになりますので、今後あまりここは私もこの件に関しましては周りの地権者の問題もいろいろと配慮するところもございますので、お聞きすることはそう簡単じゃございません。そういう中で、町長の方としてこの地域のことの今後のことについての今の状況を教えていただければと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ご質問の観光交流センター事業計画跡地の土地利用に関してお答えいたします。

まず、現在土地の利活用については、議会の方で令和2年3月18日付で提出された上久原地区観光交流センター計画予定跡地の利活用を求める意見書の内容を私としてはまず尊重し、持続的な農業振興に寄与する事業等の有効活用を目指しています。

この農業振興について、そうではない、町内、これ、その地域だけではないんですが、運送業等の営業所とか、そういう話はたくさんあるんですが、今全体にお話ししたように、農業振興、議会の方である、これにつながるような事業にしなければいけないというふうに思っておりますので、そちらについて今民間企業等に対して働きをかけてるっていう状況になっております。

ただ、コロナ禍の影響、なかなかすんなり決まっていくというわけでもない面もありますので、その間、農業振興の目的のもう一方として農業従事者の確保対策としては体験圃場等の活用、そういう面も両方含めた上で検討していく場所であるかなと思ってます。

上久原都市計画マスタープランには観光交流や地域物産を提供する拠点づくりのゾーンと、首羅山を含めてなっておりますので、それをまず第一に農業振興に見合った事業者を見つけていく、これが一番久山町にとっては大事だろうと思ってますので、そちらの方も少し時間を費やしたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） この地域の、確かに今扱いつらいつていういろんな企業もいろいろ申し出があつておるだろうと思います。しかしながら、今現在のその用地の管理、こういう管理も大変だろうと思うんです。そういう面で何かいびつに入り込んだ私有地もあるかと思つたので、そこらの開発もある程度の進展も図らないと先々の利用価値がどんなかなという心配もありますので、そこいらも含めて今後早急に解決していただき、この地域の発展につながればと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

そういう中で、今言われたように、もう農業推進ちゅう形でやられましょう。しかしながら、いろいろほかにもあります。土地の利用として農業だけじゃなくて、農業、商業とか、いろんな誘致の仕方があると思いますので、いろんなことを考えながら最初から偏つたことをちょっと発表まだできないのならもうちょっとやっていたいただければと思います。

そういうことで、今後はその地域が農業だけじゃなくて教育とか健康、そういうふうな住宅とかいろんなことも考えられますので、工業がいいのかどうか分かりませんが、住民にとりまして分かりやすい、見やすい、そういう行動を今後町長としてやっていただければと思います。町長の考えを。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、そういう農業振興につながるという、先ほど都市計画のマスタープランでもお話しさせていただいたように、そういうゾーニングをしておりますので、それに見合った事業者を探すというのがまず第一だろうと思つてます。

農業振興といつても、飲食業であれば久山町のものを売っていただいたり使ってもらったり、これも一つの方法だと思つてます。町としても土地の有効活用ができる、これが今の久山町にとっては一番いい、財政的にも効果があると私は思つておりますので、まずはそちらの方をしっかりと探していきたいということを今行つてます。

ただ、今後動向等によって違う、またそういう町にとって効果的であると判断する事業があれば、また議会も含めて議論をしていただきたいと思いますという考えもありますので、その際はお話をさせていただきたいと思つてます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部文俊議員。

○1番（阿部文俊君） 農業というのは大変なところにありますので、農業だけに特化するんではなくて、いろんな町のことも考えながらやっていただければと思います。

これ以上私はその地域のことに関しましては町の方の様子をもうちょっと見ながら、応援するところは応援するし、おかしいよねっていうところはおかしい、発言していきたい

と思いますので、今後とも検討をよろしく願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時21分